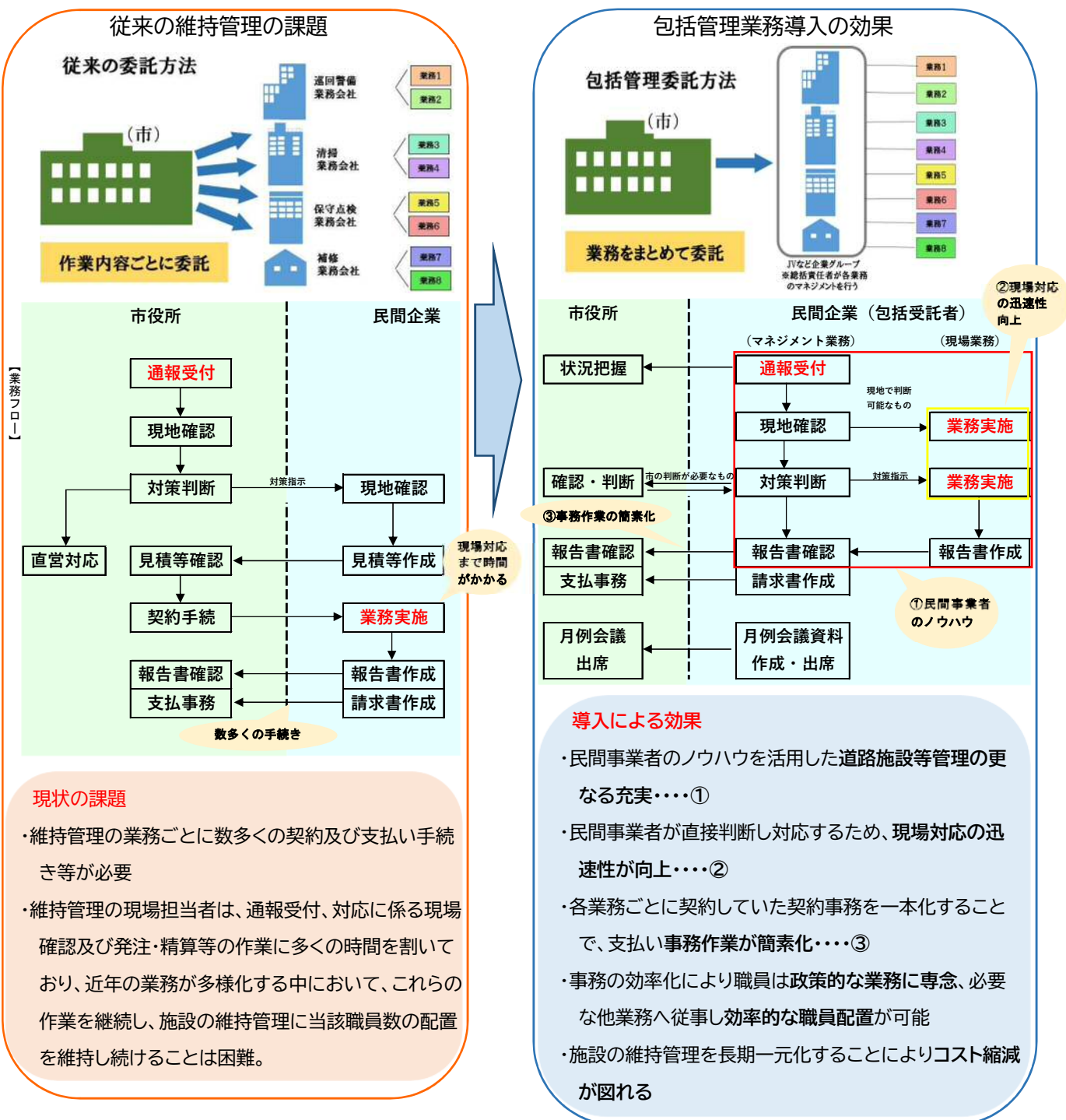


芦屋市道路公園施設包括管理業務について

1 包括管理業務委託導入の課題と効果

市役所が行っていた道路や公園施設の維持管理業務について、異なる業務を一括して複数年度契約で事業者
に委託し、民間事業者のノウハウを活用しながら維持管理業務の質を確保した上で、業務効率を向上させる取組
である「包括的民間委託」の導入に向け、市場調査を実施し、民間事業者と対話による意見や提案等を募った上で、
公募条件を整え、導入の課題や効果について検討した結果、包括管理業務委託の導入を決定しました。



2 本市における道路公園施設における包括管理業務委託の内容

本市の道路公園施設の包括管理業務委託の内容は下記のとおりです。

2-1 経過

- 令和4年4月～ (1)街路樹等包括管理業務委託実施
- 令和5年7月～ (2)道路及び公園施設等包括管理業務委託実施
- 令和7年4月～ (3)道路公園施設包括管理業務委託実施

2-2 業者選定方法

本市の包括管理業務委託では、**公募型提案(プロポーザル)方式**により契約候補者を決定しています。

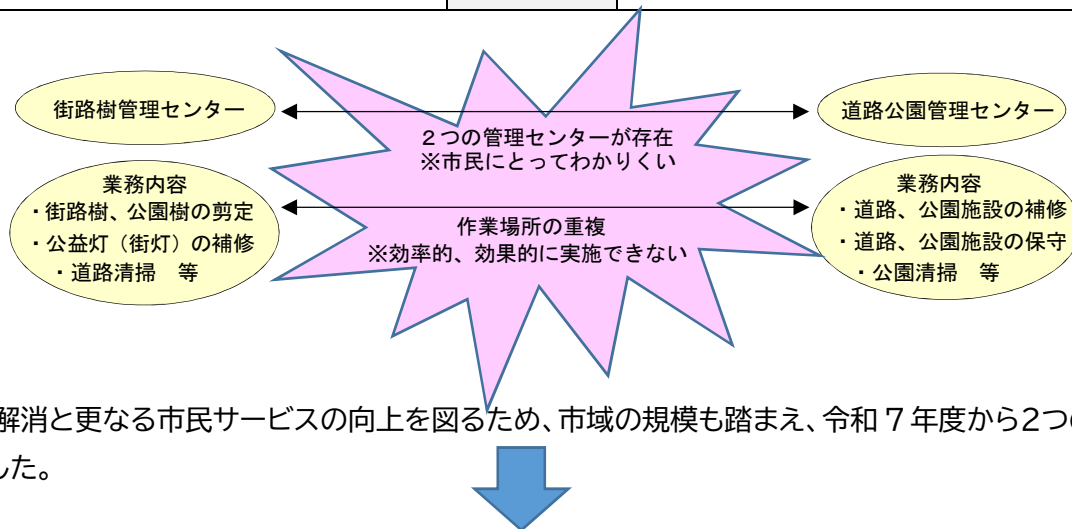
提案方式とは、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さない場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、**総合的な見地から判断して最適な事業者を選定**するため、一定の条件を満たす提案者から企画提案書の提出を受け、当該委託業務の履行に最も適した候補者を決定する方式を指します。

提案方式の形式として、「公募型」と「指名型」があり、広く提案方式への参加を募集し、当該募集に応じて申込みがあった者のうちから、当該提案方式への参加資格要件を満たす者により実施する提案方式である「**公募型**」を採用しています。

2-3 業務内容

(1)街路樹等包括管理業務委託	名称	(2)道路及び公園施設等包括管理業務委託
芦屋市全域	対象区域	芦屋市全域
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	事業期間	令和5年7月1日から令和7年3月31日まで
4業務(13項目) 植栽等維持管理業務、除草業務、道路清掃業務、照明施設維持管理業務	業務種類	4業務(68項目) 巡回業務、清掃業務、保守点検業務、補修・修繕業務

【課題】



課題の解消と更なる市民サービスの向上を図るため、市域の規模も踏まえ、令和7年度から2つの業務を統合しました。

名称	(3)道路公園施設包括管理業務委託
対象区域	芦屋市全域
事業期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
対象施設	芦屋市道 881 路線、法定外道路 165 箇所、公園緑地等 158 箇所 等 27 施設
業務種類	7業務(90項目) 巡回業務、清掃業務、除草業務、植栽等維持管理業務、保守点検業務、補修業務、照明施設維持管理業務

3 道路公園包括に関する Q&A

Q なぜ包括管理業務委託をするの？

A インフラ施設の効率的な管理運営、業務の効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的に、民間のノウハウを活かした施設の維持管理を行うため包括管理業務委託を導入しています。

Q どのような業務を行うの？

A 今まで市の職員が行っていた通報受付や現地確認、対策の判断および業者指示といったマネジメント業務と、これまで民間企業が行っていた維持補修業務等を受託者で行います。具体的には、市民からの要望や通報を受け付ける窓口業務、道路や公園施設の巡回、清掃、補修業務等について、民間のノウハウを活用します。

Q 包括管理業務委託を実施することのメリットは？

A 市民サービスの向上といった観点では、専門性を持ったパトロール員が日々巡回することで、日常の維持管理を適切に行うと共に、簡易的な作業であればパトロール員で実施するため、対応スピードの迅速性が向上します。

民間事業者に委託することにより、そのノウハウを活用した道路公園施設の維持管理のさらなる充実が期待できます。

Q 包括管理業務委託を導入することで業者任せになるのでは？

A 窓口等の対応は受託者に委託することになりますが、その内容や対応は情報共有しているため、市の担当者も確認します。また、受託者で判断できない場合や、ある一定の金額以上の補修業務(道路及び公園施設)については、市から指示を行い引き続き関与するため業者任せになりません。

Q 市職員の技術力が下がるのでは？

A 市民から受け付けた要望等の内容やその対応については、市も情報共有するため、どのような要望が多いのか、要望に対して如何に対応しているのか、その結果どのような課題が残るのか等、市職員も確認する過程でその対応方法を蓄積していきます。受託者で判断することが難しい案件については、市に相談があり、市職員が判断しているため、技術力や対応力はそういった場でも培われていきます。

また、市職員は、包括管理業務委託以外にも担当する工事や業務があるため、市民の方への対応を含め、技術職としてスキルを磨く機会があります。

Q なぜ競争入札ではなく、公募型提案方式なの？

A 「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」(国土交通省：令和 5 年 3 月)において、価格の要素に加えて、技術的要素の評価を行う場合、業務の実施方法等について事業者の提案に委ねる範囲が広いなど、民間のノウハウ発揮の余地が大きい業務については、公募型提案方式を採用することが有効であるとされています。

Q 業者選定について金額が安い業者が選ばれるの？

A 包括管理業務委託は、安さだけではなく、取組方針や実施体制等を評価する「公募型提案方式」を採用しています。価格の低さも評価の対象となりますが、その他に企業評価や提案内容評価も合わせて総合的に評価しており、それぞれの評価点の合計点が高い者を契約候補者として決定しています。

Q 市は包括管理業務委託における市内業者の参画についてどう考えているの？

A 今まで芦屋市の道路や公園、街路樹等を適切に維持管理していた市内業者に、培った技術力を本業務においても参画し、発揮してほしいと考えています。

Q なぜ令和 7 年度から一体化するの？

A 作業の重複や業務内容のわかりにくさ等の課題を解消し、更なる市民サービスの向上を図るため、2 つの包括管理業務委託を統合し、令和 7 年度から実施しています。

例えば街路樹の管理では、落ち葉によって道路の側溝や柵の詰まり、木の根上がりが道路の舗装を傷めることもあり、道路の点検・清掃・補修の視点も持ちながら同一の受託者が管理を担うことで、より効率的、効果的な運用が期待できます。

Q 業務期間はなぜ 3 年間なの？

A 受託者が経験を積み、業務の効率化及び改善の効果を発揮するには単年ではなく複数年の期間が必要である一方で、街路樹包括と道路及び公園施設包括を統合して初めての包括管理業務委託となるため、業務を試行的に行うことと、昨今の人件費や物価高騰の状況から受託者のリスクを軽減するため、本業務委託の業務期間は 3 年としています。

Q 芦屋市の今後の包括管理業務委託の考え方について

A 令和 7 年度から 3 年間道路公園包括管理業務委託を実施し、道路公園施設の維持管理について民間企業のノウハウを活かし、市民サービスの向上を図っていきます。

Q 道路や公園、街路樹、照明施設等で不具合を見つけた場合はどうしたらいいの？

A 不具合の連絡窓口として道路公園管理センターを開設しています。 [LINE の追加方法はこちら](#) 

電話(0797-80-8250)でのご連絡または LINE による通報もできます。

道路や公園施設で不具合を発見しましたら道路公園管理センターまでご連絡ください。



4 包括管理業務委託について(国土交通省の考え)

全国的に、インフラ※1 が長期にわたり健全性を維持してストック効果※2 を発揮し続けるためには、限られた人員・予算の中で膨大なインフラを適切に維持管理する必要があります。

このため、施設に不具合が生じる前に対策を行う「**予防保全**」への転換により、維持管理の効率化を図る必要があります。予防保全型の維持管理を行うに当たっては、適切な点検・診断を実施した上で、必要な補修・修繕等を行う必要がありますが、多くのインフラを保有する地方公共団体、特に人員・予算等に大きな課題を抱える市区町村においては、人員・予算等の制約から、これらの対応に課題を有している状況にあります。したがって、インフラに関する維持管理等の業務を包括的に民間に委託することにより、**民間のノウハウを活用しながら維持管理業務の質を確保した上で、業務効率を向上させる取組である「包括的民間委託」**の導入が解決策の一つとして挙げられます。

包括的民間委託の導入により、事業者にとっては、包括化により一定規模の業務を一定期間にわたり安定して確保できることから、経営の安定化、新規投資や技術力向上への意欲をもたらすことが期待できます。

包括的民間委託の導入に当たっては、性能規定や複数年契約を組み込むことで民間事業者の創意工夫を引き出しつつ、計画的に維持管理を行うことが必要です。また、**価格のみでなく、技術力や体制を評価する事業者選定方式及び複数年契約を採用**することで、事業者に対して適正な対価を支払い、経営の安定化をもたらす、ひいては地域の建設事業者の担い手確保、更には災害時等の地域防災力の維持・向上につなげることが必要です。以上のような観点から取組を進めることで、インフラが提供するサービス水準の向上等を通じたインフラの価値の維持・向上が図られます。

(国土交通省「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」より引用)

※1 インフラ:道路、治水施設、鉄道、港湾、公園等の社会資本

※2 スtock効果:整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果

5. 本市のインフラ施設の維持管理費の推計(参考)

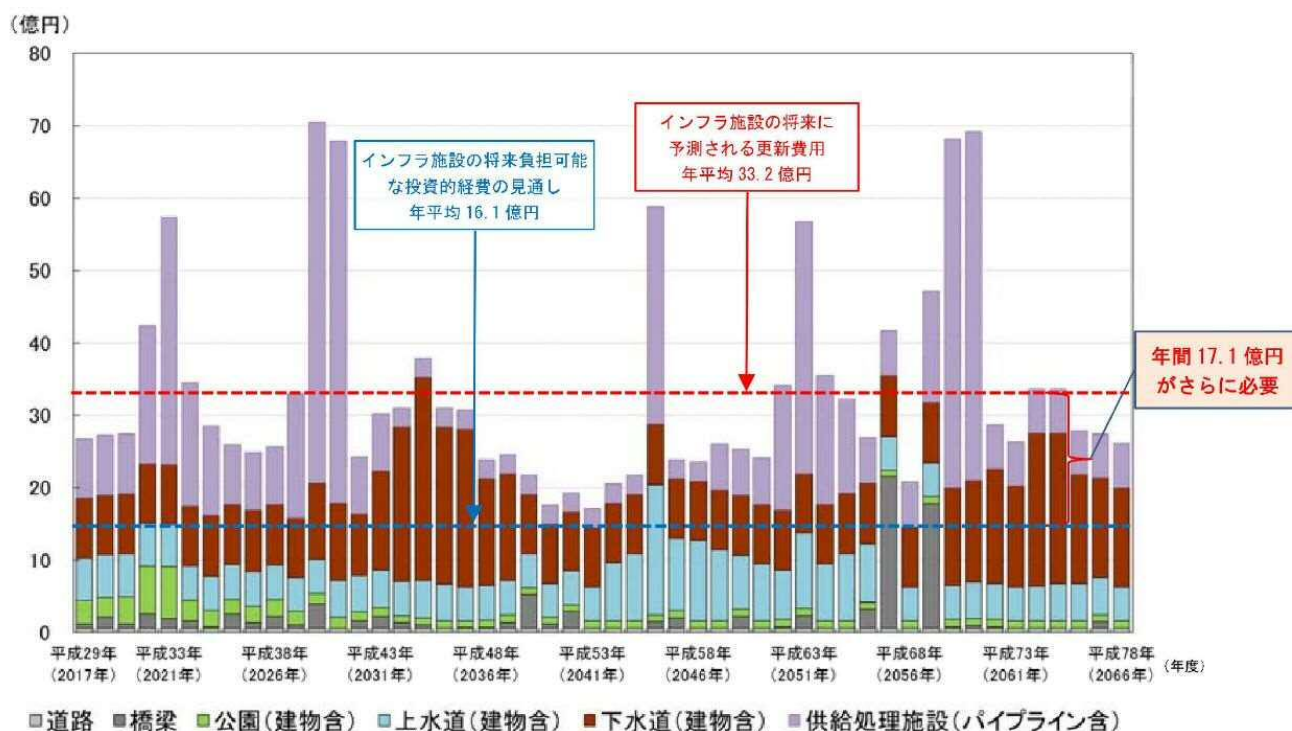
5-1 インフラ施設の将来更新費用の試算について

インフラ施設の将来必要となる費用について、「公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月)」策定にあたり試算しました。試算にあたっては、耐用年数経過後に現在と同じ規模で更新すると仮定し、今後 50 年間にわけて施設の種類ごとに、大規模改修について今後必要な更新費用を試算しています。

今後 50 年間に係る費用は下図のとおり、1 年あたりの平均にすると 33.2 億円(赤破線)となり、インフラ施設の将来負担可能な投資的経費の見通しにおける年平均額 16.1 億円(青破線)を上回っている状況です。

インフラ施設は多額の更新費用による財源不足が見込まれていますが、市民が安全で安心して生活する上で欠くことのできない施設が多く、災害時においても重要な施設であり、老朽化による重大な事故を未然に防止するため適性に維持管理しなければなりません。予防保全の考え方による施設の点検・診断の実施など、計画的な維持管理・更新を行うとともに民間活用などの手法によりライフサイクル全体を通じたコスト縮減を図る必要があります。

図:インフラ施設の将来更新費用試算結果



(芦屋市「公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月)」より抜粋)